東洋史研究
第五十四巻　第三號　平成七年十二月發行

梁の徐勉の「誡子書」

吉川忠夫

はじめに
一　拔葵去織
二　南還の資
三　家長
結び

はじめに

梁の徐勉が息子の崧に與えた「誡子書」は、江南の一顯官の家政の一端をうかがうえでなかなか興味深い內容の文章である。『梁書』巻二五ならびに『南史』巻六〇それぞれの本傳が載せるところの一千字餘りからなる「誡子書」を考察するに先だち、本傳その他にもとづきつつ、人名辭典風にごくごく簡單に徐勉の經歷について述べておくならば――、

徐勉、字は脩仁。東海郯（山東省郯城）の人。劉宋の泰始二年（四六六）に生れ、梁の大同元年（五三五）に卒した。享年

七十歳。梁初の天監二年（五〇三）、宰相の范雲が卒すると、尚書左丞であった徐勉は大先輩の沈約を飛びこして右衛將軍の周捨とともに國政に參畫（『南史』巻三四・周捨傳）。それ以後、天監六年（五〇七）には吏部尚書、十八年（五一九）には尚書右僕射、大通元年（五二七）には尚書僕射・中衛將軍に進み、中大通三年（五三一）には特進・右光祿大夫を加えられ（『梁書』巻二と巻三・武帝紀）、梁代の宰相といえば「范徐――范雲と徐勉――」と稱されるならわしであった。

かく徐勉の官歴はなかなかのものであるけれども、しかし徐勉の祖父や父について知られるところはほとんどなく、(1) あまつさえ『南史』本傳は、つぎのような話を傳えてさえいるのである。がんらい揚州と徐州の首迎主簿には、國華すなわち國家のホープと目される人物が選ばれるならわしであった。迎主簿とは州刺史の着任の際の歡迎の責任者となって準備をととのえる州吏のことであり、(2) その筆頭が首迎主簿なのであろう。徐勉の息子の崧は光榮にも南徐州の首迎主簿に選ばれることとなったものの、時の天子の梁の武帝は徐勉を「寒士」とよんでこうからかった。「卿は寒士なるに、而るに子は王志の子と同迎す。偃王以來、未だ之れ有らざるなり」。王志は一流中の一流の名門である琅邪の王氏の出身（『梁書』巻二一、『南史』巻二二）。偃王は徐偃王、すなわち周の穆王の時代に楚によって滅ぼされたという徐の國の君主である。東海郯の徐氏は徐偃王の末裔であるとの傳承をもっていたらしい。(3) また『梁書』巻二一・江蒨傳はつぎのような話を傳えている。徐勉は第七子の繇のために濟陽の江蒨の娘を娶るべく、江蒨の門客の翟景なる人物を介して交渉を行なったが、江蒨は承知せぬどころか、翟景に杖四十をくらわせた。徐勉はさらに息子のために江蒨の弟の江葺と王泰それぞれの娘との縁組みを申入れたが、やはりいずれも拒絶された。王泰は王志の甥である。これらの話を通して、徐勉一家が一流の名門からは齒されぬ家柄であったことがうかがわれるであろう。ちなみに、徐勉の第二子の悱は彭城の劉孝綽の妹の劉令嫺、通稱は劉三娘を娶った。彼女は『玉臺新詠』その他に詩數首をとどめるほか、普通五年（五二四）、晉安內史に卒した夫徐悱の靈柩が都にもどってくると、その「祭文」を作ったほどの才媛であった。悱は徐勉がもっとも將來を囑望していた息子であり、みずから「哀文」を作るつもりであったが、劉令嫺の「祭文」のはなはだ悽愴なるのを見て筆をおいたという

（『梁書』巻三三、『南史』巻三九・劉孝綽傳）[4]。

ともかく、もし新貴族主義の時代と評すべき梁の武帝の時代に際會しなかったならば、徐勉の官界における榮達はとてもかなわなかったことであろう[5]。『梁書』本傳の史臣論も、そのあたりの消息を語っているものと理解されなければなるまい。「陳の吏部尚書姚察曰く、徐勉は少くして志を厲まして食を忘れ、發憤して身を脩め、言行を愼み、交遊を擇び、加えて運は興王に屬り、光を日月に依す。故に能く經術に明らかにして以て青紫（の綬）を綰け、閭閻より出でて卿相を取る」。

一　拔葵去織

徐勉の「誡子書」はおよそつぎのように書きおこされている。

――わが一家は代々清廉であって、それ故、常に貧しく質素な暮らしをつづけてきた。理財に關することがらは、かつて口にしたためしとてなく、手を着けなかったというだけではないのである。とるに足りぬ自分が時のめぐりあわせで今日にまで至り、高い官位と手厚い俸祿とはすでにこと足れりというべきであろう。これほどまでの身分不相應はわが才能によって手にしたものなのであろうかといつも考えてみるのだが、それというのも、御先祖の家風家訓と幸運のおかげで今日があるわけだ。古人の言葉に、「清白を以て子孫に遺すは亦た厚からずや」とある。また、「子に黄金滿籯を遺すは一經に如かず」とある。これらの言葉をしみじみ味わってみると、なるほど空言ではない。わしはふつつか者ではあるが、まことに信念があるのであって、これらの言葉の理念を遵奉し、地に墮ちざらしめないようにしたいと願うのだ。かくして顯貴の身分となって以來、三十年近くになろうとするが、門人や友人たちがしきりにうまい話をもちかけ、莊園の開發を行なわせようとしたり、倉庫業の開設をすすめたり、廻船業をやらせようとしたり、金融業をやらせようとしたりしたものだが、これらの萬事をすべてはねつけて聞きいれなかった。葵をひっこ

抜き、織機をとっぱらった話ではないけれども、ひとまず面倒は御免こうむりたいと願った次第である。(6)

引用の古人の言葉は、それぞれ『後漢書』楊震傳と『漢書』韋賢傳にみえる。また「抜葵去織」は、董仲舒の對策文に引かれているところの魯の宰相公儀休の故事。官舎から私第にもどった公儀休は、家人が帛を織っているのを見つけると、妻をおい出した。食事に葵が供されると、家庭菜園の葵をひっこ抜いた。そして言った。「吾れは已に祿を食む、又た園夫紅女の利を奪わんや」(『漢書』董仲舒傳)。

徐勉の「誡子書」は右のように書きおこされているのだが、『梁書』や『南史』の傳えるところによると、たしかに徐勉はふだんから蓄財に關して恬淡たる態度を持し、親族のなかの窮乏しているものに俸祿を惠むとともに、門人や友人たちが致富をすすめても、こう答えたという。「人は子孫に遺すに財を以てするも、我れは之れに遺すに清白を以てせん。子孫、才ならば則ち自ら輜軿を致さん。如し其れ不才ならば終に他の有と爲らん」。この徐勉の言葉は、徐勉の時代に近くして、南齊の裴昭明が、「人生、何事か聚蓄を須いん、一身の外、亦た復た何をか須いん。子孫若し不才ならば、我れ聚めて彼れ散ず。若し能く自立せば則ち一經に如かず」といつも口癖のように語ったというのを想起させるが(『南齊書』卷五三・良政傳)、ところで「誡子書」中の「莊園の開發を行なわせようとしたり……」とかりに譯したのの原文は、「或使創闢田園、或勸興立邸店、又欲舳艫運致、亦令貨殖聚斂」であって、當時の貴族や官僚たちの產業經營がすこぶる多岐にわたっていたことをうかがわしめるのである。なかでも有名なのは、故バラーシュ教授が、「當時最大の一勢望家が好んで用いた手段は、債務者をその抵當に入れた土地から追出すことであったが、その彼がたまたま梁の武帝の肉親の兄弟だったのだから、正史に見える土地兼併禁止の效果なぞは、あやしいものだったと言うべきであろう」と述べている、(7)梁の武帝の弟の臨川王蕭宏の場合としなければならぬ。蕭宏は建康城下に數十の邸を所有したが、それというのも、「懸錢を出だして券を立つるに、毎に田宅邸店を以て文券に懸上せしめ」、つまり金錢を貸しつける際の證文の作成にあたり、抵當物件として田宅や邸店を要求し、返濟の期限が過ぎると、「便ち券主を驅って其の宅を奪っ」たからである。この蕭

宏の屋敷の後房の庫屋には莫大な金錢財物が蓄えられており、百萬錢を一單位として黄牓で標示され、一千萬錢ごとを一庫として紫標が懸けられ、そのようなのが三十餘間もつづいてあわせて三億餘萬錢。さらに餘屋には、布、絹、絲、綿、漆、蜜、紵、蠟、朱沙、黄屑などの雜貨が滿ちあふれていたという（『南史』巻五一）。

だがしかしその一方で、士大夫たるもの、理財殖産につとめて民と利を爭うべきではないとの理念は、すなわちかの公儀休の「拔葵去織」の故事に託された理念は、もとよりこの時代にも脈々と生きつづけていた。劉宋の孝武帝の即位にあたって節儉の詔書が下された時、侍中の謝莊は、そのなかに「貴戚にして利を競い、貨を廛肆に興す者は、悉く皆な禁制せん」とあるのをとりあげて、(8) つぎのごとく論じた。「此れ實に允に民聽に愜う。其の中に若し犯違せるもの有らば、則ち應に制に依って裁糾すべし。若し法を廢して恩を申ぶれば、便ち令に屈する所有ると爲す。此の處分、伏して願わくは深思せられ、明詔既に下って聲と實の乖爽するに緣無からんことを。臣愚謂えらく、大臣の祿位に在る者は尤も宜しく民と利を爭うべからず。不審、此の詔（の對象内）に在るを得可き不。拔葵去織、實に宜しく深弘すべし」（『宋書』巻八五）。おなじく劉宋の文帝時代に新安太守や臨海太守をつとめた江秉之は、營田をすすめるものを、「食祿の家、豈に農人と利を競う可けんや」と色をただして叱りつけたし（同巻九二・良吏傳）、孝武帝時代に御史中丞をつとめた孔覬にもつぎの話がある。弟の道存と從弟の徽はすこぶる産業を營み、休暇で鄉里の會稽にもどる際の輜重は十餘船、綿、絹、紙、席の類が滿載されていた。船着場まで見送りに出かけた孔覬は、「我れ比ろ困乏す、此れを得ること甚だ要なり」、そう僞って荷揚げさせたうえ、あらためて色をただし、「汝が輩、忝くも士流に預かる、何ぞ東に還って賈客と作るに至らんや」と叱りつけると、左右のものに命じて荷のすべてを燒却させた（同巻八四）。

このような士大夫の理念を「誡子書」の冒頭部に愼み深く記し、莊園の開發、邸店業、廻船業、金融業など、さまざまの儲け口の誘いにもいっさい耳を借そうとはしなかったという徐勉ではあるけれども、しかし彼は一家の財産管理にまったく無關心であったわけではない。無關心でなかったどころか、「誡子書」には冒頭部にひきつづいて財産の處分と整理

のことが述べられ、また崧に莊園の經營をゆるしてさえもいるのである。そしてそれを機に、家長の地位を崧に讓ること、つまり家督を讓ることが述べられているのである。かくして徐勉の「誡子書」は、徐勉一家があらためて莊園の經營を開始するにあたっての辯明、として讀むこともできるのだ。やがて詳しく紹介する末段の部分には、つぎのように記されている。「正に謂うに家を爲して已來、資產を事とせず。既に墅舍（田舍屋敷、つまり莊園）を立てて以て舊業に乖くとも、其の始末を陳べたれば懷抱に愧ずること無し」。「懷抱に愧ずること無し」、心にやましく感じる點は何もないとはいうものの、「舊業」つまり先祖以來の一家の傳統に乖くことに忸怩たるものがあったからこそ、多くの言葉を費して「其の始末を陳べ」る必要があったのではなかったか。その始末、すなわち顚末とは次節にみるごときものであった。

二　南還の資

――中年の頃、かりそめに東田の地に小園を營んだのは、そこに播種し植えつけをして收入をもとめるのが目的ではなく、ただ池を掘り樹木を植え、いささか自然を愛でる氣持を託そうとしたまでのことであった。そのうえ郊外のあたりは長閑で晴れやかだから、いつの日か屋敷を構えるにふさわしく、もし退休がかなったあかつきには、そこで哀歡の日々を送りたいと願ったのである。慧日と十住たちは婚儀を擧げなければならず、住まいが必要となるが、わしの清明門の屋敷にはとてもゆとりがない。それというのも、それなりのわけがあるのだ。以前、西側の半分を割いて宣武寺に寄進し、西の棟が失われてしまったため、もはやきちんと整ったプランではなくなってしまったからである。所詮はかりそめの宿、仰々しいことは必要ないと考えるのであって、世の中の人びとがそこをわしの屋敷とよぶのを常々殘念に思っている。古往今來のためしとして、大金持がつぎつぎに跡を繼ぎ、くぐり戸や部屋が數珠つなぎに連なるような貴顯の大邸宅であっても、ぽっくり死んでしまえば一體だれの室家ぞ、というわけだ。だがそれでも小さな築山は作らないわけにはゆかず、石を聚め果木を移植し、その閒に花卉を配し、このようにして安息の日の慰

めとし、氣晴らしとしたのである。行きあたりばったりに造作し、廣壯を旨としたわけではなかったが、ただ功德處だけはいささか立派にしつらえた。こうしたわけで敷地内は窮窟となり、住む部屋がなくなってしまったのである。最近、東側の半分に兒孫のための二つの屋敷を營むにあたっては、十住の南還の資にたよることとしたが、そこにかかるものはそれでもやはり少なくはない。どこかから引きずって運んでくるというわけにはゆかぬし、さりとて途中で投げ出すわけにもゆかぬ。郊外の庭園はかくて持ちこたえられなくなり、韋黯に賣却してやっと百金を手に入れ、二つの屋敷を完成するためにすでにその半ばを費消した。(9)

すなわち、徐勉は慧日と十住の愛稱をもってよばれる二人の息子たち(10)の結婚にそなえて、清明門、というのは建康城東面のもっとも南に位置する城門であるが(11)、その清明門附近の屋敷の敷地内にあらたに二つの屋敷を建築する。ただしすでにそれまでに敷地の西半分は宣武寺に寄進されており、のこされた東半分の敷地内に二つの屋敷を建築することとした。そのための資金として、ひとまず十住の「南還の資」があてられるが、それだけではまかないきれぬため、老後の生活の樂しみにと長年にわたって所有してきた建康城東郊の東田の「小園」、つまり別莊を百金で韋黯に賣却し、その半ばが建築資金に充當されたのである。「南還の資」については後述。韋黯は京兆杜陵の人。梁初の功臣の韋叡の第四子であって、太子舍人に起家し、太僕卿、南豫州刺史、太府卿を歷任した(『梁書』卷一二、『南史』卷五八)。

佛教が社會の各層にひろく浸潤した六朝時代、徐勉のように屋敷の一部または全部を佛教寺院として寄進するものはけっしてめずらしくなかった。建康城とその周邊について概觀してみるだけでも、たとえば安樂寺は、そもそも東晉哀帝の興寧中に慧受が王坦之から寄進を受けた庭園に建立され、東の王雅、西の劉闢、南の范寧の屋敷もあわせて寄進された(『高僧傳』卷一三)。劉宋時代になって、范寧の長子の范泰も、都に構えた屋敷の西半を割いて一寺を建立し、住持に慧義を招いた。慧義と范泰との關係は身子(シャーリプトラ)と須達(スダッタ)のそれになぞらえられ、故に祇洹寺と名づけられた。范泰はさらに果竹園六十畝を祇洹寺に寄進したけれども、しかし彼の死後、第三子の范晏が果竹園を奪いかえしたため、慧義は范泰の遺言を

たてにとって爭ったものの、けっきょく烏衣寺に移らざるを得なくなったという後日談がある(12)（『宋書』巻六〇、『高僧傳』巻七）。その後、南齊の武帝は永明十一年（四九三）の崩御にあたっての遺詔のなかで、「自今、公私皆な出家して道と爲り、及び塔寺を起立し、宅を以て精舍と爲すことを得ず。並びに之れを嚴斷す」と命じているけれども（『南齊書』巻三）、崇佛皇帝として史上に名だかい梁の武帝の治下、すなわち郭祖深なる人物が、「都下の佛寺は五百餘所、宏麗を窮極し、僧尼は十餘萬、資產は豐沃なり。……恐るらくは方來、處處寺と成り、家家剃落し、尺土一人も復た國の有に非ざらんとす」（『南史』巻七〇・循吏傳）と憂慮したほどの時代ともなれば、「宅を以て精舍と爲す」ものは跡を絶たなかった。天監六年（五〇七）、梁の武帝みずからが秣陵縣の舊居を光宅寺としたのをはじめとして（沈約「光宅寺剃下銘并序」、『廣弘明集』巻一六）、天監十八年（五一九）には阮翻が「宅を捨し」て惠日寺を建立し（『建康實錄』巻一七）、また何敬容は「宅の東を捨して伽藍と爲」し、多くの贊助者を得てすこぶる宏麗な寺宇を備えたため、輕薄の徒は衆造寺とよんだという。廬江の何氏は、東晉の何充、劉宋の何尚之以來、塔寺の建立につとめたことで有名であった（『梁書』巻三七）。そのほか、到溉は弟の洽の死後、生前に起居をともにした一齋を「捨して寺と爲」し、かくして腥羶を斷って蔬食の生涯をつらぬき、別に營んだ小室で朝夕かかすことなく僧徒の後について禮誦につとめた。彼のもとには、梁の武帝から月に三度の淨饌がとどけられたという（同巻四〇）。江紑は父の江蒨、というのは徐勉が緣組みを申入れてことわられた相手にほかならぬが、その父の眼病の快癒を祈って「同夏縣界の牛屯里の舍を捨して寺と爲」し、慧眼寺と名づけられた（同巻四七・孝行傳）。謝舉は「宅內の山齋をば捨して以て寺と爲」し、その泉石の美は「殆んど自然の若く」であった（『南史』巻二〇）。このような事例を拾いあげればきりがないのだが、もっともなかにはつぎのような話がないわけではない。すなわち、普通元年（五二〇）、梁の武帝は亡き父の菩提を弔うべく建康城北の鍾山に大愛敬寺を建立するにあたり(13)、東晉の王導の賜田に由來する王氏の良田八十餘頃の賣却を王騫にもとめたが、王騫が「此の田は賣らず、若し是れ敕もて取らるるならば敢えて言わざる所なり」と答えたために、勘氣を蒙ったという話である（『梁書』巻七・太宗簡皇后王氏傳）。

徐勉が清明門の屋敷の西半分を寄進したところの宣武寺も、そもそもは梁の武帝が南齊の東昏侯によって殺された長兄の宣武王蕭懿の追福のため、家僧の法寵法師が住する齊隆寺の寺域を擴張のうえ、寺名をかく改めたものであって（『續高僧傳』巻五）、徐勉自身も、蕭懿とその生前におけるつきあいがあった。法寵の入寂は普通五年（五二四）、従って清明門の屋敷の西半分が宣武寺に寄進されたのはおそくともそれ以前のことである。ともあれ徐勉も熱心な佛教信者であったろうことは、二人の息子が明らかに佛教に由來する慧日と十住の愛稱をもってよばれていること、すなわちしばしば佛の智慧の輝きのたとえとして用いられる慧日、また菩薩の修行の楷梯のうちの第十一位から第二十位までをさす十住、それらを愛稱としてよばれていることからも察せられるし、手狹ななかにもそこだけはいささか立派にしつらえたという功德處とは、家庭内で日常的に佛教の儀禮がとり行なわれる場所であったのにちがいない。その功德處では、徐勉の同時代人である庾詵について、「晚年以後、尤だ釋教に邁い、宅内に道場を立て、環繞禮懺すること六時輟めず、法華經を誦すること毎日一徧」と傳えられているような（『梁書』巻五一・處士傳）、そのような儀禮がとり行なわれたのであろう。

ではしからば、建築資金として當初あてられた十住の「南還の資――南還之資――」とは何なのか。「南還之資」はひとまず「南資」と「還資」とに分解して理解できるであろう。つまり「南資」と「還資」の複合語と考えられるのであって、まずそのうちの「還資」は、地方官在任中に蓄積された財産で都にもたらし歸ったものをいうようである。たとえば劉宋の張興世は「雍州の還資」である見錢三千萬を蒼梧王に劫掠され、そのことを氣に病んで死んでしまったという（『南齊書』巻五一・張欣泰傳）。張興世はかつて冠軍將軍・雍州刺史であった（『宋書』巻五〇）。南齊の豫章王蕭嶷は寛仁の性格であったため、齋庫から失火し、三千餘萬錢の評價額の「荆州の還資」が燒失した時にも、主局それぞれに杖數十を加えるだけであったという。蕭嶷はかつて鎮西將軍・荆州刺史であった（『南齊書』巻二二）。ことあたらしく述べるまでもなく、地方官づとめは蓄財の好機會となったのであって、たとえば劉宋の王僧達は兄の錫が臨海太守を罷めて都にもどって來ると、奴をしてその「送故及び奉祿百萬以上」を輦取せしめた[14]（『宋書』巻七五）。なかには蕭惠開のように、妹が桂陽王劉休

範に、また娘が孝武帝の皇子に嫁すための支度金二千萬錢が必要となったため、豫章内史を拜命のうえ、孝武帝から「肆意に聚納」することをゆるされたというひどい話もある。この蕭惠開に關しては、後にあらためて益寧二州刺史となって蜀の地に赴任し、蜀からひきあげる際、「資財は二千餘萬」にのぼったけれども、「悉く道路に散施して一として留むる所が無かっ」たとの美談（？）も同時に傳えられている（同卷八七）。

さてところで、十住の「南還の資」の「南」をどこと特定することはもとよりできないが、嶺南地方である蓋然性がたかいのではあるまいか。というのも、交州刺史をつとめた垣閎につぎの話があるからである。交州は經濟的に豐かだったので、垣閎が刺史を罷めてひきあげるにあたっての「資財は鉅萬」にのぼった。劉宋の孝武帝の晩年はすこぶる貪欲であり、刺史や太守が任をおえて都にもどって來ると、かならず一定額を獻奉させただけでなく、そのうえさらに樗蒲をやってまきあげ、相手がすってんてんになるまでやめようとしなかった。ところが垣閎が南州、つまり姑孰（安徽省當塗）までもどって來た時、幸いにも孝武帝は崩御し、おかげで「南資を擁して富人と爲る」ことができた。垣閎は後にあらためて益州刺史となると、その「蜀還の貨」はまたしても數千金に達し、あらかじめ「西資の半ばを傾け」て明帝に獻奉した。しかるに明帝はそれでもなおその少なきを嫌い、都にもどった垣閎は廷尉に出頭して還資の申告を行なったものの、身柄を拘留され、資財のすべてを納めたうえでやっと放免された。ために時人は「被賕刺史」と綽名した。およそ蠻夷は鞭罰を受けず、財を輸して罪を贖うことを賕と稱したからであるという（『南史』卷二五）。

この垣閎の話によって、交州の還資が「南資」、益州の還資が「西資」とよばれたことを知るのであるが、番禺に治所を置いた廣州刺史ないし南海太守の還資も「南資」とよんでさしつかえがないであろう。それというのも、廣州刺史の俸祿その他が「南俸」とよばれている例を知るからである。すなわち、劉宋の尚書右僕射何尚之が「頗る貨賄を通じ」たところの吏部尚書庾炳之の罪狀をあげつらったなかに、「劉道錫は驟（しば）りに輸する所有って南俸の半ばを傾く」とあるのがそれであって（『宋書』卷五三）、この劉道錫が庾炳之によって廣州刺史にとりたてられた人物であったことは、『南史』卷三

五の庾仲文すなわち庾炳之の傳記に、「少府卿の劉道錫を用いて廣州刺史と爲す。道錫、鎭に至るや白檀の牽車を餉り、常に自ら乘る」とある通りである。つまり「南俸」とは、周一良教授が言われるように、「廣州刺史在任時の俸祿、ならびに現地で剝削搾取した收入」にほかならない。(15)

『南齊書』卷五八・東南夷傳の史臣論に、「蕃舶は遠くより屆って南州に委輸し、故に交廣は富實にして王府に牣積す」とあるように、交州と廣州、とりわけ廣州の中心都市である番禺は古くから南海貿易の基地として榮えた港町であり、崑崙舶の名でよばれる蕃船が舶載し來たった物產は、この都市の經濟的富強をもたらした。南海の物產は廣い販路を有し、廣州の商人は長江中流の江陵にまで船足を延ばすこともあった。(16) それだけではない。北齊の魏收が陳王朝に派遣される使節の封孝琰に門客を同行させ、あたかも崑崙舶が入港した折とて、猥然の褥表、すなわち尾長猿のカーペットや徑一尺に盈ちる玉などの奇貨を得たというのは(『北齊書』卷三七)、廣州に舶載された南海の物產が異域の華北にまでもたらされたことを傳える顯著な事例である。

かく廣い販路を有した南海の物產の集積地である番禺、そこに治所を置く廣州刺史ないしは南海太守は容易に巨富を築くことができた。たとえば劉宋の孔熙先は、父の默之が廣州刺史であったため、「嶺南の遺財に藉って家は甚だ富足たり」、その遺財は范曄を謀叛の計劃にひきずりこむための資金につぎこまれたという(『宋書』卷六九)。それというのも、番禺に陸揚げされた物產は、廣州刺史と南海太守が先買權を有し、獨占的に買いつけられたからであった。梁初に南海太守となった王僧孺の傳記にいう。「郡には常に高涼の生口有り、及び海舶は每歲數ば至って外國の賈人は以て貨易を通ず。舊時、州郡は半價を以て就ちに市い、又た買いて卽ちに賣り、其の利は數倍す」。歷代の長官はこのようなやり口にならったけれども、しかし王僧孺は、「昔人、蜀部の長史と爲るも、終身蜀物無し。(17) 吾れの子孫に遺さんと欲する者は越裝に在らず」、そのように歎じて私腹を肥やすことはまったくなかったという(『梁書』卷三三)。また梁末に廣州刺史となった蕭勱の傳記にいう。「廣州は邊海にして舊より饒かなり。外國の舶至らば多く刺史の侵す所と爲り、每年、舶の至る

こと三數に過ぎず。勘の至るに及んで纖豪も犯さざれば、歳ごとに十餘至れり」（『南史』巻五一）。王僧孺の場合にしても蕭勘の場合にしても、彼らの廉潔ぶりがたたえられているのだが、南齊時代の廣州刺史王詡は「多く賕貨を納れ」たために御史中丞袁昂の彈劾を蒙り（『梁書』巻三一）、劉宋時代に廣州刺史をつとめた王琨の傳記によると、「南土は沃實なれば、任に在る者は常に巨富を致す」ことができ、そのため、「廣州刺史は但だ城門を經ること一過にして便ち三千萬を得にす」との俚諺が生れたという（『南齊書』巻三二）。かの貪水の故事も、このような事情を背景にして生れたものにちがいない。廣州を去ること二十里の地に貪水とよばれる泉があり、その水を飲むと途端に強欲になると言い傳えられていたが、東晉末に桓玄から廣州刺史をおおせつかった吳隱之は、わざわざ貪水の水をすくって飲んだうえ、「石門に貪泉有り、一たび歃れば千金を重んずと。試みに夷齊をして飲ましめよ、終に當に心を易えざるべし」との詩を賦したという故事であって（『世說新語』德行篇注『晉安帝紀』）、劉宋の武帝は王鎭之を廣州刺史に任命するにあたり、「王鎭之は少くして清績を著わし、必ず將に美を吳隱之に繼がん。嶺南の弊、此れに非ざれば康んぜざるなり」と語っている（『宋書』巻九二・良吏傳）。

さて、右にその名を擧げた王琨も廉潔をもって聞こえた人物なのだが、廣州刺史を罷めて都にもどって來た彼に、孝武帝が「還資は多少ぞ」とたずねると、「臣は宅を買うこと百三十萬、餘物は之れに稱う」と答えたという。いかに「清」なる人物でも、廣州刺史ともなれば、屋敷を購入する百三十萬錢とそれに見あうほどのものを「還資」としてもたらすことができたことを知るのである。南齊の劉祥なる人物に關しては、兄の整が廣州刺史として任地に卒し、靈柩が都にもどって來る道中の長江上で兄嫁と「還資」を爭い、その醜聞が朝廷にまで達するということがあった。御史中丞任遐の彈劾文には、「厥の兄は櫬を浮かぶるも、天倫（の兄弟）なるに一日の悲しみとて無く、南金は獲られずして、嫂姪は其の輕絕を致し、孤舟は夐くより反るに存沒相い捐て、遂に暴客をして骸柩を掠奪せしむ」と記すとともに、劉祥の門生の孫狼兒のつぎのような供述を引いている。「兄の整は先に廣州と爲り、職に於いて喪亡す。去年、啓して喪を迎えんことを求

め、還って大雷（安徽省懐寧）に至る。聞くに祥は整の妻の孟と爭って財物を計って瞋忿す。祥は仍って委てて前に還る。後、未だ鵲頭（安徽省銅陵）に至らずして、其の夜、劫に遭い、内人（妻妾）は並びに凶人の淫略する所と爲る」（『南齊書』巻三六）。かく王琨にしても劉整にしても、とりわけ廣州刺史の「還資」が有名であったのであって、交州刺史や益州刺史の還資と同様に、その一部分はやはり天子に獻奉されもしたのであった。南齊の永明四年（四八六）、廣州刺史となった蕭惠休は、任をおえて都にもどって來ると、「獻奉に資を傾け」た。その時、武帝は近習の中書舍人茹法亮にこう語ったという。「蕭惠休に問うてみるがよい。わしは以前、そちを通して（臣下たちに）、私祿を以て獻奉を足充すること勿れとの敕答を宣べさせたが、今回はとりわけ心づかいの前後の人閒にくらべて厚いのを覺える。彼に問うてみるのだ。もとより私祿にまで手をつけたのではあるまいな、わしはわしの取り分として受けとっておこうと思う、と」（18）（『南齊書』巻四六）。

以上の考察にみられるごとく、交州刺史の還資が「南資」とよばれ、またとりわけ廣州刺史の還資が有名であったことを思うならば、十住の「南還の資」の「南」が嶺南地方を意味する蓋然性はたかいのではあるまいか。もっとも十住が廣州刺史や南海太守であったとも思われないが、刺史や太守の屬僚についても「還資」が云々される場合があったこと、劉宋の元徽中に長沙郡丞となった裴昭明がその任をおえるにあたり、湘州刺史の王蘊から、「卿は清貧なれば必ず還資無からん。湘中の人士の一禮の命を須つ者有らば、我れは愛しまざるなり」と聲をかけられている一事によって明らかであろう（『南齊書』巻五三・良政傳）。湘州の人士を還資がわりに連れていってもかまわぬぞ、というわけである。

ちなみに、徐勉一家にとどまらず、還資が都において屋敷を造作し買得するための資金にあてこまれることはめずらしくなかったようである。廣州刺史の還資百三十萬錢をもって屋敷を購入した王琨のほか、劉宋の蔡廓も豫章太守から吏部尚書に轉ずると、都に二つの屋敷を造作し、まず完成した東の屋敷を兄の軌に與えたが、自分の館宇がまだ完成せぬうちに世を去った。その後、軌が「長沙郡を罷めて還るや、錢五十萬を送って以て宅直を補った」ところ、わずか十歳になっ

たばかりの廓の息子の興宗から、「一家は由來、豐儉必ず共にす、今日、宅價宜しく受くべからざるなり」とたしなめられ、「我れ年は六十なるも、行事は十歳の小兒に及ばざるなり」とおおいに愧じいったという（『宋書』巻五七）。あるいはまた晉安王子勛の反亂に加擔した襄陽太守袁顗は蔡興宗の甥にあたるのだが、「襄陽の資」を軍資金として借用したいとの同黨の劉胡の申入れを、「都下の兩宅未だ成らず、亦た應に經理すべし。損徹す可からず」と拒絶したのであった（同巻八四）。

三　家　　長

徐勉が東田に營んだ小園が百金で、すなわち百萬錢で賣却できたのは、あたかもわが子を育てるかのように、長い年月をかけて丹精こめて作りあげてきたからであったという。

――庭園の代金として手にしたものが、どうしてこれほどまでになったのであろうか。それというのも、わしが長年にわたって手鹽にかけ、あらまし完成の域に達していたからである。桃や李が密に茂り、桐や竹が日陰をつくり、畦道が交錯し、用水路が連なり、華麗な樓閣や高殿にはなかなかすばらしい眺望が備わり、築山の孤峰や小藪、草むらにもさまざまの興趣が盡きぬ。小川はどこもここも菰蔣（まこも）でうずまり、池はとりわけ菱と蓮とでいっぱいだ。人外の地とはいいながら城門に近接し、韋君がほしがったのも、もともと情趣があったからである。今さらながらこんなことを述べるのは、未練がましい氣持があるからではない。筆の勢いにまかせてまでのことなのだ。思いおこすのは、謝靈運の「山家詩」に、「中ごろは天地の物爲りしが、今は鄙夫の有と成る」とうたわれていること。[19] わしのこの庭園は二十年にわたって所有したのだった。今や天地の物となったのだが、物と我とのあいだにどれほどの隔たりがあるというのだ。[20]

當時、徐勉のように東田に別墅を營んだ貴人顯官はすくなくなかった。たとえば南齊の武帝は弟の豫章王蕭嶷の東田に

行幸して諸王との饗宴を催したが、その際、蕭嶷は彼らのまたの弟の武陵王蕭曇だけが招かれぬのを不満として、「風景殊に美なり、今日、甚だ武陵を憶う」と述べ、あらためて蕭曇にもおよびがかかるということがあった（『南齊書』巻三五）。蕭嶷が、「臣、前に東田に在って恩を承けて過醉し……」と追懐しているのも、あるいはこの時のことであったのかも知れぬ（同巻二二）。おなじく南齊の武帝の長子の文惠太子蕭長懋は、皇太子時代の東晉の明帝が西池を設けた先例をもちだし、東田に小苑を設けることを父帝にもとめて許された。それは小苑とはいうものの、すこぶる壮麗なものであったが、永明十一年（四九三）に太子が世を去ると、東田の殿堂は崇虚館に改められた（同巻二一）。崇虚館は道觀であろう。[21] さらに明帝の時代に至って、太子の東田そのものも賣りはらわれた（同巻六）。また『文選』巻二二に收める南齊の謝朓の五言詩「遊東田一首」、その詩題の李善注に「朓は莊の鍾山の東に在る有り、遊んで還りての作」とあるほか、梁の沈約も、「冢司を勞とせられて謝するを獲るも猶お職を春坊に奉ぜ」しその晩年、すなわち尚書令を解かれてなお太子少傅の職にあった天監九年（五一〇）以後のこと、東田に別墅を營み、そこの景觀と景物、またそこに託した己れの心情を「郊居賦」（『梁書』巻一三）にうたいこんだ。その別墅が「頃は四百にして足らず、畝は五十にして餘り有り」というのは『漢書』の張禹と『莊子』讓王篇の顏回の故事をふまえてのことであるけれども、「時に言に陋宇に歸り、聊か暇日に以て翺翔し、余が志を淨國に棲まわせ、余が心を道場に歸し」たのであった。そして東田は、沈約が太子家令として南齊の文惠太子に仕えた時代にしばしば扈從した土地でもあったのであって、「謬って昔代に賢に參わり、亟ば徒らに茲の所に遊び、綵旄に侍して轡を齊にし、龍舟に陪して渚に邅い、或いは席に列なって詩を賦し、或いは觴を班って宴語す」とうたうところのその「昔儲の舊苑」も、「三齡を踰えて事は往き」、完成から三年にして太子は卒し、「忽ち二紀にして以て茲に歷たり」、それからはやくも二十年が經過していたのであった。[22]

沈約と親交のあった徐勉は、沈約の別墅に遊んだこともあったであろうか。そして徐勉自身も東田に小園を營むこととなったのだが、二十年近くにわたって所有してきたそこを餘儀ない事情から百金で賣却し、慧日と十住の二つの屋敷の建

築資金として費消したのこりの半分は、あらためて崧に讓與された。「誡子書」にはつづいてつぎのように述べられている。

――このわしの餘財をいま汝に分與し、ささやかな田舍屋敷を營ませることとする。係累の多いこと故、當然やはりそれほどのものは必要であろう。そのうえ、釋氏の敎では財物を「外命」とよんでいるし、儒家の古典にも、「何を以て人を聚む、曰く財」とある。ましてや汝ら凡俗の人情として、この財物のことを放念できはすまい。聞くところでは、汝が買得した姑孰（安徽省當塗）の田地はひどい鳥鹵の土地であるとのこと、いよいよもって心配なことであろう。こんなことになったのも、他人と競爭しようとはしないからだ。寢丘の話ではないけれども、さもありなんとしのばれる次第である。「家に居りて理まれば治を官に移す可し」とは孔子の言葉（『孝經』廣揚名章）。いったん經營に手がけた以上は立派にやりとげるべきだ。どっちつかずでは、一層のこと世間のもの笑いとなるであろう。もし收穫があがれば、汝は內外の一族に分ち惠み、それぞれ配當があるようにするがよい。わしの關知するところではないけれども、やはり娘たちにもおこぼれにあずからせてやるべきだ。汝は家長となったこと故、それでこんなことにまで言い及んだのである。(23)

引用されている儒典、「何を以て人を聚む、曰く財」はもとより『周易』繫辭下傳。一方、釋氏の敎、すなわち佛敎で財物が「外命」とよばれるということに關しては、『大智度論』卷一三に「人命に二種有り、一は內、二は外。若し財物を奪わば、是れを外命を奪うと爲す。何を以ての故に。命は飮食衣被等に依って活きるが故に。若しくは劫し若しくは奪わば、是れを外命を奪うと名づく」（T25, 156a）とみえる。(24) 寢丘の話とは春秋時代の楚の孫叔敖の故事。孫叔敖はその死にぎわに、つぎの戒めの言葉を息子に與えた。「王は數ば我れを封ぜんとせられしも、吾れは受けざりき。爲いは我れ死さば王は則ち汝を封ぜられんも、必ず利地を受くること無かれ。楚越の閒に寢の丘なる者有り。此れ其の地は利あらずして名は甚だ惡し。……長く有つ可き者は其れ唯だ此れなり」。息子は父の戒めに從い、おかげで一家は何代にもわたって寢

丘の封地を傳えつづけることができたという（『呂氏春秋』孟冬紀・異寶）。

かく徐勉は、東田の小園の賣却金百金の半ばを慧日と十住のための屋敷の建築資金に充當し、のこりを長子の崧に與えて姑孰に田地を買得させるとともに、それを機に家長の地位をも崧に讓ることとしたのである。徐勉一家が姑孰の舄鹵の田地しか買得できなかったことについて、唐長孺教授はもはや建康近邊では田地を求めることが困難であったからだと論じているが[25]、それはともかく、家長の地位を崧に讓ることとした徐勉は、「誡子書」の末段において、家長たるものの心得をさとし、また自分の老後の生活の理想をつぎのように述べている。

――およそ人の長として立つことは、まったくもって容易なわざではない。内外のものをしっくりと和合させ、他人をして陰口をたたかせないようにしなければならず、人を先に立てて自分は讓り、このようにしてこそ始めて貴いのだ。老子も「其の身を後にして身先んず」（七章）と言っている。もしこのようであり得るならば、いよいよのこと巨利を招くであろう。汝はわが身をひきしめ、すぐれた人物に出會ったならばそれと同じようになりたいと思うべきであって、なおざりな氣持で毎日を無駄にしてはならぬ。そんなことでは毎日を無駄にするだけではなく、わが身を無駄にすることにもなるのだ。身と名の美惡は重大事ではあるまいか、愼重でなくてよかろうか。この度の誡敕は、あらましこのような氣持を述べたのである。つらつら思うのだが、一家をかまえて以來、財産づくりにかまけたことはなかった。田舍屋敷を設けることでこれまでの傳統に背くことになるわけだが、その顚末を述べたので、心にやましく感じる點は何もない。

そのうえ、わしは齡すでに傾き、氣力も次第に盡きはて、がむしゃらな御奉公はさっぱりままならず、その閒の餘暇にやっと骨休めができるようになった。あるいは冬の季節のぽかぽか陽氣や夏の季節の涼陰、よい日がらの美しい風光、書類調べの合い閒、そのような時に杖にすがり草履をひっかけ、陋屋の中を逍遙し、池端に立っては魚をながめ、林にわけ入っては鳥の聲に耳を傾け、濁り酒を一杯ぐいとやり、琴で一曲演奏し、わずか數刻のしばしの快樂を

求めつつ不断着のままで死を迎えたいものであって、いまさら家庭内のこまごました雑務に心をわずらわすべきではない。汝は取引きもきまったうえ、この書簡をつかわすことでもあるから、およそ必要なかぎりのものは別狀のごとく給付する。今後、わしはもはや田業のことに口出しはしない。汝もこれ以上わしにそのことについて話してはならぬ。たとい堯帝の時代のような洪水や湯王の時代のような日照りがおころうとも、わしの知ったことではない。もし倉庫が滿杯になり、簞笥がふくれあがったとしても、それは汝の幸運というもの、そんなことをわしに知らせてくれなどとはまったく望みはせぬ。『禮記』（中庸篇）に、「夫れ孝なる者は善く人の志を繼ぎ、善く人の事を述ぶ」とある。今はひとまず汝がわしのこのような志を全うさせてくれることを望むのであって、もしそうであれば思いのこすことは何もない。(26)

結び

かつて私は中國人の遺書ないし遺言の類が、ごくおおまかに、㈠財産の處理について述べるもの、㈡子孫に對して訓戒を垂れるもの、㈢自分の死後の喪葬の方法について指示を與えるもの、の三種に分類できることを述べた。(27) 遺書ないし遺言は人生のなんらかの節目において認められ語られるものであって、人生の節目といえば死を目前にひかえた臨終の際がもっとも際立ちはするけれども、家督の委讓もやはりまた人生の一つの節目であり、徐勉の「誡子書」も㈠と㈡の性格をかね備えた遺書の一つにかぞえることができるであろう。

家督の委讓といえば、後漢の大儒の鄭玄が一人息子の益恩に與えた「誡子書」（『後漢書』列傳二五）もやはりその際に認められたものであって、來しかたの生涯を回顧しつつあれこれの感懷を書きつけたうえ、つぎのように記されている。

——今年になってすでに七十歲である。素志はめっきりと衰え、へまばかりやらかし、禮典にてらせば家督を讓るべきなのだ。今ここにわしは汝に老人宣言をし、汝に仕事を讓り渡すこととする。閑居して心も安らかに、沈思して學

問をやりとげ、國君の命を拜受するとか、[28] 親族の弔問に出かけるとか、墓參に出かけるとか、ピクニックに出かけるとか以外には、杖にすがって外出することはあるまい。何くれとない家政は、汝がいっさいひきうけてくれるように。

そしていかにも儒者らしく、おだやかな調子で訓戒を垂れている。

——ああ、汝は孤獨な一人ぼっち、頼りとすべき兄弟はいない。身をひきしめて君子の道を求め、研鑽して怠ることなく、態度マナーを敬虔慎重にして有德者に親近するように。輝かしい名譽は朋輩によって完成されるもの、德行は己れ自身の志によって確立されるものなのだ。もし名聲評判をかちとるならば、それは生みの親にとっての光榮でもあるのだ。深く考えてみないでよかろうか。深く考えてみないでよかろうか。わしは大禮服に身をつつむ高位高官とは縁がなかったが、爵位を辭讓する高潔さはいささか持ちあわせている。みずから樂しみとするところは古典を論評し贊述する仕事であって、後世の人閒として恥をのこすことがないようにと念じている。この期に及んで心おだやかでないのは、亡き兩親の墳墓がいまだ完成せぬこと、愛着のある多くの書物があらかたぼろぼろになり、講堂において書寫し定本を作ったうえしかるべき人閒に傳えられなかったこと、ただそれだけである。人生のたそがれ時を迎え、見果てぬ夢となってしまった。家族は現在、昔にくらべていくらか多くなったが、勞働にはげみ農事につとめるならば、飢え寒さの心配はあるまい。食事をきりつめ、衣服を質素にし、この二つを節約するだけですら、わしには心配ごとがなくなるのだ。もしうっかり忘れて氣づかぬようなら、困ったことである。[29]

この鄭玄の場合には、「七十を老と曰い、傳う」という『禮記』曲禮の言葉にのっとって、きっかり七十歳の時に家督を讓ったことが判明する。それに對して、徐勉はあたかも七十歳で沒するのだが、その「誡子書」が七十歳までにはまだいくらか閒がある時に執筆されていること、おなじく曲禮の「大夫は七十にして事を致す」をふまえつつ、「儻(あるい)は車を懸け事を致すを獲れば——もし退休がかなったあかつきには——」と述べられている通りである。ただし、何歳の時の執

筆と斷定するだけの手がかりをかく。『梁書』『南史』とも、「誡子書」を徐勉六十歳、普通六年（五二五）の「修五禮表」の後、そして五十九歳、普通五年（五二四）の第二子悱の死の前に置いているのが一つの目安となるだけであり、「誡子書」に「顯貴以來、將に三十載ならんとす」とあるのともそれほど矛盾はしない。

それはともかく、徐勉により近い時代の人物として、劉宋の雷次宗も知命の五十歳を越して認めた「與子姪書」に、「自今以往、家事の大小は一として關せらるること勿れ」と記しており（『宋書』巻九三・隱逸傳）、また財産の處理について語っているものとして、南齊の蕭景先の遺言（『南齊書』巻三八）を擧げることができる。南齊の高帝の從子にあたる蕭景先は、永明五年（四八七）、雍州と司州地方に發生した內亂の鎭壓にむかったものの、陣中において病いに陷り、五十歳の生涯を閉じた。

——病苦にさいなまれて以來、妓妾たちにはあらまし暇を出した。のこりの不細工な數名は妓妾として不似合いなものばかりだが、そのうちの明月、佛女、桂支、佛兒、玉女、美玉は朝廷に獻上し、美滿と艶華は東宮に差上げるがよい。個人の所有にかかる馬は二十餘匹、牛は數頭、そのなかからましなのを選んで、馬十匹、牛二頭を朝廷に獻上し、馬五匹、牛一頭を東宮に差上げ、大司馬府と司徒府にはそれぞれ馬二匹、驃騎將軍府と鎭軍將軍府にはそれぞれ馬一匹を差上げるがよい。個人の所有にかかる武器のいっさいもすべて朝廷に納めるように。親類緣者たちに對してまったく面倒をみてやることができなかった。適宜あたたかい援助を行なって、いささかなりとも素意を示してもらいたい。御下賜の屋敷は廣大であるから、毅たちが住まうにはふさわしくあるまい。喪が明け次第、朝廷にお返しするがよい。劉家の昔の屋敷が賣りに出されているとかねがね聞いているから、共同で資金を出しあって買いとるがよい。資金がもし不足ならば、おかみにお願いして耳をそろえるのだ。三箇所の田地は、耕作につとめるならば衣食の資を供するに充分である。勞働力が足りなければ、あらためて適宜むさっ苦しい奴婢を買いとって使役に充てるのだ。そのほかに生計の道を講じる必要はない。わしに隨從している兵士たちは、都にもどれば暇を出すのが理の當然

だが、そのなかで古くから忠勤にはげんだものは特別にはからい、適宜その旨を上申して恩賞を請うように。(30)

毅とよばれているのは蕭景先の長子。その死にあたって財産の一部分を朝廷に獻上するのは當時のならわしであったらしく、永明十年（四九二）に世を去った豫章王蕭嶷も、子廉と子恪の二子に、「汝と遊戯せし後堂の船乘、吾れの乘りし所の牛馬は二宮（天子と皇太子）及び司徒に送れ」と指示している（『南齊書』巻二二）。

右の蕭景先の遺言を通して、彼の家産の一端をうかがうことができるけれども、その具體的なる點において、徐勉の「誡子書」に遠く及ばない。蕭景先の場合には、妓妾の名こそ極めて具體的であるものの、下賜された屋敷や三箇所の田地の狀況を知ることはできない。徐勉の「誡子書」には、「凡そ資須する所、付給すること別の如し――およそ必要なかぎりのものは別狀のごとく給付する――」と記されており、恐らく「誡子書」にそえて、崧に與えられた財産の目錄のごときものも同時に作製されたのであろう。しかしそのようなものは、もとより傳わっていようはずはないのである。

註

(1) 祖父の長宗は劉宋の高祖劉裕の霸府行參軍、父の融は南昌相であったことが知られるに過ぎない。

(2) 宮崎市定『九品官人法の研究――科擧前史――』（東洋史研究會、一九五六年。のち全集第六巻）二八〇頁、參照。

(3) 『元和姓纂』上平聲九魚「徐」にいう。「顓頊之後、嬴姓、伯益之子、夏時受封於徐、至偃王爲楚所滅、以國爲氏、漢有河南太守徐守徐明、又有徐儉」。そして、東海郯の徐氏は徐明の流れであるとする。

(4) 劉令嫺の「祭文」は『藝文類聚』巻三八に收められている。それは「維梁大同五年、新婦謹薦少牢於徐府君之靈曰…」と書きおこされているが、徐勉の「答客喩」（『梁書』本傳）に、「普通五年春二月丁丑、余第二息晉安內史悱喪之問至焉」とあるのに從って、大同五年は普通五年の誤りと認むべきであろう。

(5) 註(2)の宮崎博士著書三四九頁にいう。「（梁の）武帝の根本的な考は、貴族制度には大いに採るべき點があるからそれを尊重する。併しそれは現實の貴族制度ではなくて貴族制度の精神である。即ちその尊ぶべき所は貴族的な教養にあって、現實の門地を指すのではない。故に門地が低くても貴族的教養を身につけた者は、どしどし登用せねばならぬ、という結論に落付く」。周一良「論梁武帝及其時代」（『魏晉南北朝史論集續編』、北京大學出版社、一九九一年）に、徐勉の

社會的地位についての言及がある。

(6) 原文はつぎのごとし。「吾家世清廉、故常居貧素、至於產業之事、所未嘗言、非直不經營而已、薄躬遭逢、遂至今日、尊官厚祿、可謂備之、每念叨竊若斯、豈由才致、仰藉先代風範及以福慶、故臻此耳、古人所謂以清白遺子孫、不亦厚乎、又云、遺子黃金滿籯、不如一經、詳求此言、信非徒語、吾雖不敏、實有本志、庶得遵奉斯義、不敢墜失、所以顯貴以來、將三十載、門人故舊、亟薦便宜、或使創闢田園、或勸興立邸店、又欲舳艫運致、亦令貨殖聚斂、若此衆事、皆距而不納、非謂拔葵去織、且欲省息紛紜」。

(7) E・バラーシュ「四世紀および五世紀の中國における土地所有制度の發展」(村松祐次譯『中國文明と官僚制』、みすず書房、一九七一年)。

(8) 『宋書』卷六・孝武帝紀に載せる元嘉三十年七月辛酉の詔文ではつぎのごとし。「百姓勞弊、傜賦尙繁、言念未久、宜崇約損、凡用非軍國、宜悉停功、可省細作幷尙方雕文靡巧、金銀塗飾、事不關事、嚴爲之禁、供御服膳、減除遊侈、水陸捕採、各順時月、官私交市、務令優衷、其江海田池、公家規固者、詳所開弛、貴戚競利、悉皆禁絕」。

(9) 原文はつぎのごとし。「中年聊於東田閒營小園者、非在播藝以要利入、正欲穿池種樹、少寄情賞、又以郊際閑曠、終可爲宅、儻獲縣車致事、實欲歌哭於斯、慧日十住等、既應營婚、又須住止、吾淸明門宅、無相容處、所以爾者、亦復有以、前割西邊施宣武寺、既失西廂、不復方幅、意亦謂此逆旅舍耳、何事須華、常恨時人謂是我宅、古往今來、豪富繼踵、高門甲第、連闥洞房、宛其死矣、定是誰室、但不能不爲培塿之山、聚石移果、雜以花卉、以娛休沐、用託性靈、隨便架立、不在廣大、惟功德處、小以爲好、所以內中逼促、無復房宇、近營東邊兒孫二宅、乃藉十住南還之資、其中所須、猶爲不少、既牽挽不至、又不可中塗而輟、郊閒之園、遂不辦保、貨與韋黯、乃獲百金、成就兩宅、已消其半」。

(10) 慧日と十住の實名は不明。『梁書』『南史』に登場する徐勉の息子は、長子の崧、第二子の悱、第七子の繇。また『元和姓纂』には、「……勉、梁尙書僕射、居相位二十年、生山松(崧)悱矩權、悱、晉安內史、矩、度支尙書、權、後梁右僕射」とある。岑仲勉『元和姓纂四校記』(『中央研究院歷史語言研究所專刊之二十九』)によって訂す。

(11) 『建康實錄』卷七・東晉成帝咸和五年條の注に引用の『地輿(輿地?)志』に建康城の六門を擧げていう。「東面最南淸明門、門三道、對今湘宮巷、門東出淸溪港橋」。また卷二・吳太祖赤烏四年條の注に、「其淸溪上亦有七橋、……次南有淸溪中橋、今湘宮寺門前巷東出度溪」とあり、湘宮寺は劉宋の明帝が故宅に建立した寺院(『南齊書』卷五三・良政虞愿傳)。ちなみに、劉宋の沈慶之は淸明門外に邸宅四所を所有していたが、一夕、子や孫とともに婁湖の園舍にひきはらい、邸宅を官に返還した(『宋書』卷七七)。

(12) 拙著『六朝精神史研究』(同朋舍出版、一九八四年)第四章「踞食論爭をめぐって」、參照。

(13) 大愛敬寺建立の年次は『建康實錄』卷一七による。

(14) 地方官離任にあたっての送故のこと、周一良『魏晉南北朝

史札記』（中華書局、一九八五年）「『晉書』札記」の「送故」の項に多くの事例が擧げられている。

(15) 前註の周氏著書、「『宋書』札記」の「南俸」の項、參照。

(16) 『法苑珠林』卷一三につぎの話がある。「東晉穆帝永和六年、歲次丁未、依勘長曆、乃三年也、二月八日夜、有像現于荆州城北、長七尺五寸、合光趺高一丈一尺、皆莫測其所從也、初永和五年、廣州商客下載欲竟、恨船輕、中夜覺有人來奔船、驚共尋視、了無所見、而船載自重、不可更加、雖駭其異而不測也……」（T53, 385a）。ちなみに『南齊書』卷三一・荀伯玉傳に、「世祖在東宮、專斷用事、頗不如法、任左右張景眞、使領東宮主衣食官穀帛、……又度絲錦與崑崙舶營貨、輒使傳令防送過南州津」とあって、中國の絲錦が崑崙舶によって海外にもたらされたことを知る。南州津は建康城近くの採石に存在した（『通鑑』卷一五七・梁紀大同二年胡注）。

(17) 昔人とは後漢の張堪のことか。『後漢紀』卷六・光武帝紀建武十二年條に、蜀郡太守から漁陽太守に遷った張堪についていう。「堪字君遊、南陽宛人、明帝時問蜀郡計掾樊顯曰、前後太守誰最賢、顯曰、漁陽太守張堪仁足以惠下、威足以擒姦、前公孫述破時、珍寶山積、捲握之物、足富十世、而堪獨乘折轅車、布被囊而已、上聞顯言、歎息良久、方徵堪、會病卒、天子悼惜之」。

(18) 原文はつぎのごとし。「可問蕭惠休、吾先使卿宣敕答、其勿以私祿足充獻奉、今段殊覺其下情厚於前後人、問之、故當不侵私邪、吾欲分受之也」。とはいえ、武帝が獻奉に執心したこと、『南齊書』卷五一・崔慧景傳に、「慧景每龍州、輒傾資獻奉、動數百萬、世祖以此嘉之」とある通りである。

(19) 謝靈運の「山家詩」は、この佚句以外には傳わらない。なお、「誡子書」末段（原文は註(26)のなかの「居常以待終」は、謝靈運「登石門最高頂」（『文選』卷二二）の句を用いる。ちなみに、そのすぐ前の「濁酒一杯、彈琴一曲」は嵇康「與山巨源絶交書」（『文選』卷四三）の句。

(20) 原文はつぎのごとし。「尋園價所得、何以至此、由吾經始歷年、粗已成立、桃李茂密、桐竹成陰、塍陌交通、渠畎相屬、華樓迥樹、頗有臨眺之美、孤峰叢薄、不無糾紛之興、瀆中並饒菰蔣、湖裏殊富芰蓮、雖云人外、城闕密邇、韋生欲之、亦雅有情趣、追述此事、非有吝心、蓋是筆勢所至耳、憶謝靈運山家詩云、中爲天地物、今成鄙夫有、吾此園有之二十載矣、今爲天地物、物之與我、相校幾何哉」。

(21) 『道學傳』陸修靜傳（『三洞珠囊』卷二・敕追召道士品）に「宋帝乃於北郊築崇虛館以禮之、盛興造構、廣延勝侶」とあり、また『南齊書』卷三四・庾杲之傳には、南齊の武帝は崇虛館を造るやその碑文を撰述させたとある。庾杲之は永明九年卒。崇虛館は絶えず擴充がはかられていたのであろうか。

(22) 「郊居賦」の解は、『賦鈔箋略』卷四を參照した。

(23) 原文はつぎのごとし。「此吾所餘、今以分汝、營小田舍、親累既多、理亦須此、且釋氏之敎、以財物謂之外命、儒典亦稱、何以聚人、曰財、況汝曹常情、安得忘此、聞汝所買姑孰田地、甚爲鹹鹵、彌復何安、所以如此、非物競故也、雖事異寢丘、聊可髣髴、孔子曰、居家理、治可移於官、既已營之、

宜使成立、進退兩亡、更貽恥笑、若有所收穫、故可自分贍內外大小、宜令得所、非吾所知、又復應沾之諸女耳、汝既居長、故有此及」。

(24) 外命の典據については船山徹氏の指教を仰いだ。厚く感謝する。

(25) 唐長孺「南朝的屯、邸、別墅及山澤佔領」(『山居存稿』、中華書局、一九八九年)、また『魏晉南北朝隋唐史三論』(武漢大學出版社、一九九二年)一〇七頁。

(26) 原文はつぎのごとし。「凡爲人長、殊復不易、當使中外諧緝、人無閒言、先物後己、然後可貴、老生云、後其身而身先、若能爾者、更招巨利、汝當自勗、見賢思齊、不宜忽略以棄日也、非徒棄日、乃是棄身、身名美惡、豈不大哉、可不愼歟、今之所敕、略言此意、正謂爲家已來、不事資產、既立墅舍、以乖舊業、陳其始末、無愧懷抱、兼吾年時朽暮、心力稍殫、牽課奉公、略不克擧、其中餘暇、裁可自休、或復冬日之陽、夏日之陰、良辰美景、文案閒隙、負杖躡屩、逍遙陋館、臨池觀魚、披林聽鳥、濁酒一杯、彈琴一曲、求數刻之暫樂、庶居常以待終、不宜復勞家閒細務、汝交關既定、此書又行、凡所資須、付給如別、自茲以後、吾不復言及田事、汝亦勿復與吾言之、假使堯水湯旱、吾豈知如何、若其滿庾盈箱、爾之幸遇、如斯之事、並無俟令吾知也、記云、夫孝者善繼人之志、善述人之事、今且望汝全吾此志、則無所恨矣」。

(27) 「薄葬の思想」(『思想』一九九三年六月號「思想の言葉」)。

(28) これはそれほど大仰なことを言っているのではなく、七十歲の老人に王杖が授與されたことに關係するのであろう。冨谷至「王杖十簡」(『東方學報』六四册)、參照。

(29) 原文はつぎのごとし。「入此歲來、已七十矣、宿素衰落、仍有失誤、案之禮典、便合傳家、今我告爾以老、歸爾以事、將閑居以安性、覃思以終業、自非拜國君之命、問族親之憂、展敬墳墓、觀省野物、胡嘗扶杖出門乎、家事大小、汝一承之、咨爾兢兢一夫、曾無同生相依、其勗求君子之道、研鑽勿替、敬愼威儀、以近有德、顯譽成於僚友、德行立於己志、若致聲稱、亦有榮於所生、可不深念邪、可不深念邪、吾雖無紱冕之緒、頗有讓爵之高、自樂以論贊之功、庶不遺後人之羞、末所憤憤者、徒以亡親墳壟未成、所好群書率皆腐敝、不得於禮堂寫定、傳與其人、日西方暮、其可圖乎、家今差多於昔、勤力務時、無恤飢寒、菲飲食、薄衣服、節夫二者、尙令吾寡恨、若忽忘不識、亦已焉哉」。

(30) 原文はつぎのごとし。「自丁荼毒以來、妓妾已多分張、所餘醜猥數人、皆不似事、可以明月佛女桂支佛兒玉女美玉上臺、美滿艶華奉東宮、私馬有二十餘匹、牛數頭、可簡好者(馬)十四牛二頭上臺、馬五匹牛一頭奉東宮、大司馬司徒各奉二匹、驃騎鎭軍各奉一匹、應私仗器亦悉輸臺、六親多未得料理、可隨宜溫卹、微申素意、所賜宅曠大、恐非穀等所居、須喪服竟、可輸還臺、劉家前宅、久聞其貨、可合率市之、直若短少、啓官乞足、三處田勤作、自足供衣食、力少、更隨宜買𩣡猥奴婢充使、不須餘營生、周旋部曲還都、理應分張、其久舊勞勤者、應料理、隨宜啓聞乞恩」。

THE "ADMONITION TO MY SON" BY XU MIAN 徐勉 OF THE LIANG ERA

YOSHIKAWA Tadao

The "admonition to my son", presented to his son Song 崧 by Xu Mian (466–535 C. E.) of the Liang Dynasty, is a particularly interesting text that affords an initial examination of the household economy of a high official in sixth-century Jiang-nan. According to this text, in preparation for the marriage of his sons, nicknamed Hui-ri 慧日 and Shi-zhu 十住, Xu Mian completed the building of "two houses for his sons and grandsons" on the residence of his mansion located at the Qing-ming 清明 gate in the capital, using "nanhuan-zhi-zi 南還之資" of Shi-zhu.

"Nanhuan-zhi-zi" is believed to be money Shi-zhu acquired when serving as a regional official in the south, possibly in Lingnan 嶺南. However, as this sum was not sufficient for building expenses, Xu Mian was forced to sell the "little garden" in Dong-tian 東田, on which he had exerted every effort over a twenty-year period to create, for the sum of "100 gold". Of this amount, half went to defray the cost of the building expenses mentioned above, and the remainder was given to Song to allow him to build the "little house in the field" on property he had purchased in Gu-shu 姑孰.

In going against the Xu family tradition of not undertaking the management of productive enterprises, Xu Mian felt obliged to express some indication that he felt this to be a cause for shame. Xu quotes phrases from Buddhist writings, such as "material wealth is called the external life", and from the *Book of Change* of the Confucian canon which states that "what brings people together is called wealth", in order to justify his attitude. At the same time, Xu yields his status as head of the family to Song and declares that from that point onward he will not interfere in any way whatsoever in the "affairs of the fields".